

堺市監査委員公表第31号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年7月11日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	大 林	健	二
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市立初芝体育館、堺市白鷺公園野球場、堺市白鷺公園運動広場)	
監査実施期間	令和6年11月1日～令和7年3月26日	
措置を講じた部局等	文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課 指定管理者：初芝スポーツチャレンジパートナーズ	
指摘事項等	措置内容	所管部課
3 事業報告書等について (1) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に収支状況を記載することとされているが、以下の誤りがあった。 ア 指定管理業務の収支状況において、予算額では公租公課に計上していた消費税等を、決算額では誤って人件費の各費目に計上していた。	事業報告書作成時に使用している計算ツールにおいて、代表企業から構成企業へ支払っている委託費のうち人件費相当額が人件費へ計上されるように集計管理していましたが、委託費に係る消費税額のうち、人件費相当額に応じた消費税額も同様に人件費に計上される誤った設定となっていました。また、複数人でのチェック体制が整っていませんでした。 御指摘を受け、計算ツールの設定を修正し、事業報告書の修正を行い、令和7年2月3日に市へ提出しました。 今後は、事業報告書の提出時に、事業報告書の内容について運営スタッフ、代表企業の本社（以下「本社」という。）の担当課長及び本社収支管理補助担	指定管理者

	当者による複数人での確認を徹底します。 また、事業報告書を作成する際には、計算ツールの設定に誤りがないか業務責任者が確認します。	
イ 自主事業の収支状況において、令和5年度の当初予算額を記載すべきところ、令和4年度の当初予算額を記載していた。 また、市はそれに対する指導を行っていなかった。	事業報告書の作成時に、令和4年度予算額を参考値として入力した後、令和5年度予算額に更新することを失念していました。また、自主事業計画書の収支計画書との照合もできていませんでした。 御指摘を受け、事業報告書の修正を行い、令和7年2月3日に市へ提出しました。 今後は、事業報告書提出時に、運営スタッフ、本社担当課長及び本社収支管理補助担当者による複数人での、自主事業計画書の収支計画書との照合を徹底します。	指定管理者
	指定管理者から事業報告書の提出があった際、予算額の記載内容の確認ができていませんでした。 今後は、事業報告書の予算額が自主事業計画書の収支計画書と一致しているか確認します。	スポーツ施設課
ウ 自主事業の収支状況において、委託費の決算額を誤って記載していた。なお、令和4年度事業報告書においても委託費、令和3年度事業報告書において	事業報告書作成時に使用している計算ツールにおいて、構成企業である堺市教育スポーツ振興事業団が主催する教室の施設使用料が二重計上され	指定管理者

はその他共通費の決算額を誤って記載していた。	る誤った設定となっていました。また、複数人でのチェック体制が整っていませんでした。 御指摘を受け、計算ツールの設定を修正し、事業報告書の修正を行い、令和7年2月3日に市へ提出しました。 今後は、事業報告書の提出時に、運営スタッフ、本社担当課長及び本社収支管理補助担当者による複数人で、計上誤りや事業報告書への転記漏れがないか確認を徹底します。 また、事業報告書を作成する際には、計算ツールの設定に誤りがないか業務責任者が確認します。	
(2) 基本協定書において、指定管理者は、定期報告書及び事業報告書に利用料金収入に関する報告として、利用者数、料金区分、減免等の状況を記載することとされており、利用のキャンセル等による利用料金の還付の件数及び金額も記載する様式で報告を行っていた。 しかし、この報告において、還付の件数及び金額を誤って記載しているものがあった。	還付対応時に還付金額等の詳細を記載する紙台帳から報告書作成時に使用する集計データへの件数・金額の転記を誤りました。また、報告書提出前の確認時に紙台帳と集計データの照合ができていなかったため、誤りに気付くことができませんでした。 御指摘を受け、定期報告書及び事業報告書の修正を行い、令和7年2月3日に市へ提出しました。 これまで、還付の際に使用する紙台帳から集計データに転記した後、更に報告書へ転記していましたが、今後は集計データによる運用を廃止し、紙台帳から直接、定期報告書及び事業報告書に転記し、転記後は運営	指定管理者

4 管理運営について [予算額と決算額の乖離に対する確認及び妥当性の評価について（意見）] 自主事業には、指定管理者の任意で実施する自主事業①と、市が施設の設置目的や特性等から必要と認め、指定管理者に企画提案を求めている自主事業②がある。 指定管理者が計上した自主事業②の予算額において、少なくとも令和元年度以降、以下の状況が毎年度継続して発生していた。 (ア) 構成団体の堺市教育スポーツ振興事業団が実施する教室事業に係る費用の一部を計上していなかった。 (イ) 本社経費について、決算額では売上の約 10%を計上していたが、予算額では 1%で計上していた。 これらの予算計上の誤り及び前記 3(1)イとウで指摘した誤りの影響もあり、自主事業②全体の令和元年度以降の収支について、黒字の予算額とは反対に、決算額では約 300 万円～550 万円の赤字が続いている状態で報告されていた。 指定管理者が予算を策定する際は、事業に必要な費用を可能な限り正確に計上しておくことが求め	スタッフが紙台帳と報告書を照合して再発を防止します。 (ア)について、公募時の収支計画提案において、構成企業の堺市教育スポーツ振興事業団が主催する教室の売上のうち、同団に支払うべき、教室実施に係る一般管理費や利益相当額に当たる案分額の計上が漏れていました。 御指摘を受け、予算額と決算額が乖離している理由を事業報告書に記載し、令和 7 年 2 月 3 日に市へ提出しました。 (イ)について、公募時の収支計画提案において本社経費の予算額の計算が誤っていました。 御指摘を受け、市と協議した上で、事業報告書の決算額の修正を行い、令和 7 年 2 月 3 日に市へ提出しました。 今後は、指定管理者の公募時に必要経費を正確に把握した上での予算作成及び決算額の計上を徹底します。 また、予算額と決算額に大きな乖離などがないか確認を徹底し、乖離が生じている場合は原因を調査し、市へ適切に報告します。 (ア)について、指定管理者の	指定管理者 スポーツ施設課
--	--	-----------------------------

られる。また、市も、指定管理者から提出された収支報告において、予算額と決算額に差が生じている場合はその理由の妥当性を評価することが求められる。 本件は、予算額と決算額に差額が生じても、直接的に指定管理料に影響を与えるものではないものの、少なくとも前期の指定管理期間内である令和元年度から5年間にわたって誤っており、その額も少額とは言い難いものであった。 指定管理者及び市は、事業報告書の作成及び受領に際して、予算額と決算額に大幅な乖離が生じていないかなどをそれぞれの立場で確認し、乖離が生じている場合は原因を共有し、その妥当性を検証・評価するよう、適切に対処されたい。	公募時の様式に、作成に係る注意事項を追記し、応募事業者が提案資料を作成する際に計上漏れが生じないように注意喚起を行うことで、再発を防止します。 (1)について、御指摘を受け、指定管理者へ決算額が予算額と乖離している理由の説明を求めましたが、本社経費を10%とすることを認めるに足りる説明がなかったため、事業報告書の決算額の修正を求めました。 あわせて、指定管理者に対し、今後、予算額策定の際には、事業に必要な経費を正確に計上すること、並びに、報告書の作成において、提案時の予算額と実際の決算額の計上方法を変更する際は、必ず本市へ事前協議を行うことを指導しました。 今後は、予算額と決算額に大きな乖離などがないか確認を徹底し、乖離が生じている場合は指定管理者と原因を共有し、その妥当性を検証・評価します。	
---	---	--